

総務課

1. 平成18年度予算(案)の概要 (厚生労働省医政局)

平成18年度予定額	2,008億9千5百万円
平成17年度予算額	2,097億5千2百万円
差引増△減額	△88億5千7百万円
対前年度伸率	95.8%

(注) 上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金133億3千5百万円(平成17年度140億5千9百万円)」は含まない。

三位一体の改革について

廃止・縮減国庫補助金(医政局分)

主要施策

1. 医療提供体制推進事業(統合補助金)及び医療提供体制施設整備交付金の創設
2. 医療計画制度の見直し
3. 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保
4. 医師確保対策の推進等と医療従事者の資質の向上
5. 医療安全対策の総合的推進
6. 医療のIT化の着実な推進
7. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化
8. その他

○ 三位一体の改革について

廃止・縮減国庫補助金（医政局分）

経常的な国庫補助金

- ・ 医療施設等設備整備費補助金（公立分）の一部
（医療機器（へき地・遠隔医療に係るものを除く）） 10.0億円
- ・ 医療関係者養成確保対策費等補助金（看護師等養成所運営費（公的分））
4.9億円
- ・ 医療施設運営費等補助金（救命救急センター（公立分）） 28.2億円
- ・ 医療施設運営費等補助金（病院内保育所運営費（公的分）） 1.1億円

計 44.2億円

施設整備費

- ・ 医療施設等施設整備費補助金のうち、公立施設（へき地を除く）、
養成所施設（公的分）等 41.1億円

合 計	85.3億円
-----	--------

○ 主要施策

1. 医療提供体制推進事業（統合補助金）及び医療提供体制施設整備交付金の創設（新規） 24,136百万円

疾病構造の特徴や住民ニーズに応じて、地方の自主性・裁量性を最大限発揮できるよう、医療提供体制の整備のための補助金改革を実施

(1) 医療提供体制推進事業（統合補助金）の創設（新規） 12,958百万円

新たな医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県が作成する「医療計画に基づく事業計画」により、主体的かつ弾力的な事業運営を行えるよう、救急医療施設運営費等について補助基準の緩和等を図った統合補助金を創設する。

(2) 医療提供体制施設整備交付金の創設（新規） 11,178百万円

新たな医療計画制度等の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、都道府県が作成する「医療計画に基づく事業計画」により、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する医療提供体制施設整備交付金を創設する。

2. 医療計画制度の見直し（新規） 941百万円（587百万円）

平成18年の医療制度改革に向けて、医療計画の見直しが円滑に実施されるよう必要な施策を実施

医療計画上、がん医療・小児救急医療等の主要な事業ごとに地域の医療機能を明示することにより医療機関の適切な機能分化・連携を進める。これにより、急性期・回復期・慢性期・在宅療養という医療の切れ目のない流れを作り、必要かつ十分な医療を受けつつ総治療期間が短くなる仕組みを構築するなど効率的な医療を提供し、患者の生活の質（QOL）を高める。

(1) 医療機能調査事業（新規） 52百万円

主要な事業ごとの全国共通の指標の提示及び医療機能等に関するデータの分析等を行い、都道府県が作成する新たな医療計画の円滑な実施及び評価を支援する。

(2) 医療連携体制推進事業（新規）

646百万円

主要な事業ごとに医療連携体制を構築するため、IT（ホームページ、携帯電話）等の活用による住民向け情報提供、かかりつけ医相談窓口の設置、医療機関診療機能データベースの作成など医療機関の機能分化に資する事業を重点的に実施する。

(3) がんの在宅療養・終末期医療の充実

243百万円

がんの在宅療養・終末期医療を推進するため、医療従事者の研修や在宅ホスピスケア推進のためのアドバイザー派遣、普及啓発等を行う。

3. 救急医療の充実をはじめとする地域医療の確保

25,057百万円（32,430百万円）

小児救急医療をはじめとする救急医療体制の充実強化及びへき地保健医療対策の推進など地域医療の充実に必要な施策を推進

(1) 小児救急医療体制の充実強化

2,588百万円

小児の急病時の対応等について保護者への啓発を行うとともに、初期から三次までの小児救急医療体制の充実を図るため、病院における人員配置の見直し・重篤な小児患者を受け入れる小児専門集中治療室の整備等を図る。

○ **小児救急医療啓発事業（新規）**

89百万円

乳幼児の保護者に対して、小児の急病時の対応方法等についての講習会を実施するとともに、小児の急病時における対応ガイドブックを作成・配付する。

○ **小児救急医療支援事業等の充実**

1,837百万円

小児の二次救急医療を担うための小児救急医療支援事業及び小児救急医療拠点病院の充実を図る。

○ **小児救急専門病床確保事業（新規）**

93百万円

既存の救命救急センターに小児専門集中治療室を整備し、重篤な小児救急患者を受け入れる体制を整備充実する。

(2) 救命救急センターの整備

3,255百万円

重篤救急患者の受け入れ体制の充実を図るため、引き続き救命救急センターの充実を図る。

(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）^{ディー・マット}研修事業

94百万円

独立行政法人国立病院機構災害医療センターにおいて、救命救急センター及び災害拠点病院に整備された災害発生時に迅速な派遣が可能なDMATの研修を引き続き実施するとともに、新たに西日本（兵庫県）においても実施することにより研修体制の充実を図る。

(4) 医療施設の耐震化の促進（新規）

1,874百万円

医療機関における耐震化に要する費用を補助することにより、医療施設の耐震化を促進し、患者及び地域住民の安全・安心を確保する。

(5) へき地保健医療対策の充実

2,436百万円

へき地・離島の診療所に勤務する医師からの診療相談体制の整備及び代診医として派遣する医師の確保並びに定年等で退職した医師の再就職のための再教育を実施することにより、引き続きへき地・離島の診療支援体制の整備を図る。

○ **へき地医療支援機構の診療支援機能の向上**

477百万円

都道府県が設置するへき地医療支援機構による代診医の派遣調整業務の充実強化及び機構に所属する医師のへき地診療所への代診等診療支援機能の充実を図る。

○ **へき地・離島診療支援事業**

32百万円

へき地・離島診療所に勤務する医師からの医療相談に24時間応えることができる体制を新たに（社）地域医療振興協会に整備する。

○ **退職医師の活用**

15百万円

へき地・離島への医師の供給を促進するため、定年等で退職した医師の再就職のための再教育等の充実強化を図る。

4. 医師確保対策の推進等と医療従事者の資質の向上

33,867百万円(33,801百万円)

本年8月の「地域医療に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「医師確保総合対策」を推進するとともに、歯科医師臨床研修必修化の円滑な導入など医療従事者の資質の向上に資するための施策を推進

(1) 医師確保総合対策の推進 741百万円

- 医師再就業支援事業の実施(新規) 124百万円
女性医師のライフステージに応じた就労を支援するため女性医師バンク(仮称)を設立するほか、離職医師の再就業を支援するための講習会を実施する。
- へき地医療支援機構の診療支援機能の向上(再掲) 477百万円
都道府県が設置するへき地医療支援機構による代診医の派遣調整業務の充実強化及び機構に所属する医師のへき地診療所への代診等診療支援機能の充実を図る。
- へき地・離島診療支援事業(再掲) 32百万円
へき地・離島診療所に勤務する医師からの医療相談に24時間応えることができる体制を新たに(社)地域医療振興協会に整備する。
- 退職医師の活用(再掲) 15百万円
へき地・離島への医師の供給を促進するため、定年等で退職した医師の再就職のための再教育等の充実強化を図る。

(2) 歯科医師臨床研修の推進 2,929百万円

平成18年度から必修化される歯科医師臨床研修の円滑な実施を図るため、臨床研修を行う施設に対し必要な支援を行う。

(3) 医師等の資質向上対策の推進 40百万円

- 医師等の再教育制度検討経費(新規) 3百万円
行政処分を受けた医師等に対する再教育制度を実施するにあたり、医師等の修了基準の作成等、再教育制度の詳細について検討する。
- 医師等資格確認検索システムの構築(新規) 37百万円
国民が厚生労働省のホームページ上の検索により、パソコンの画面上で医師及び歯科医師の資格確認ができるシステムを構築する。

(4) 質の高い看護の提供

10,214百万円

- **助産師確保総合対策事業（新規）** 100百万円
潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、助産師の産科診療所への就業の促進を図る。
- **専門分野（がん・糖尿病）における質の高い看護師の育成（新規）** 138百万円
がん及び糖尿病の患者に対する看護ケアを充実するため、臨床実務研修の実施により、臨床実践能力の高い専門的な看護師の育成を図る。
- **看護職員確保モデル事業（新規）** 101百万円
約55万人といわれる潜在看護職員について、臨床実務研修等の実施を通じて再就業を促進し、看護職員の確保を図る。

5. 医療安全対策の総合的推進

1,012百万円（1,119百万円）

安全・安心で良質な医療を確保するための総合的な医療安全対策を推進

(1) 医療紛争における調整・調停を担う人材の養成研修事業（新規）

11百万円

医療を巡る苦情や相談等に対応するための人材の養成研修を行うことにより、医療安全支援センター等の機能の強化を図る。

(2) 医療安全緊急情報提供事業（新規）

15百万円

患者に重大な影響を及ぼすことが予想される行為や技術の情報を迅速に医療機関等に発信し、発生予防・再発防止のための注意喚起を行う。

(3) 診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業

120百万円

診療行為に関連した死亡等について、医療機関から調査依頼を受け付け、臨床医、法医、病理医による解剖と臨床医による事案調査に基づき診療上の問題点と死亡との因果関係を明らかにし、再発防止策を検討するモデル事業の充実を図る。

6. 医療のIT化の着実な推進

622百万円(542百万円)

医療に関する情報を提供し、患者の選択を尊重した医療の実現を図るとともに、医療分野における情報化を推進

(1) 根拠に基づく医療(EBM)の推進

223百万円

根拠に基づく医療(EBM)が実践できるようインターネット等を活用し、最新で質の高い医療情報を医療関係者や患者・国民に提供する。(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及

399百万円

- 保健医療分野の公開鍵基盤(PKI)認証局の構築・運営(新規) 19百万円
安全かつ円滑な診療情報共有を実現するため、電子署名自体が医療従事者の公的資格の確認機能を有する、保健医療分野に適した公開鍵基盤の整備を行う。
- 標準的電子カルテ情報交換システムの開発(新規) 104百万円
医療施設間の情報連携のための標準化を推進するため、国際標準規格に準拠した医療用の定型文書情報の入出力を可能とするシステム等の開発を行う。
- 診療情報連携のための電子カルテシステムの普及 229百万円
診療情報連携ネットワークの構築を効率的に推進するため、地域の医療機関が電子カルテの導入に必要な設備等を幅広く共同利用可能な体制を整備し、電子カルテ導入費用を軽減しつつ、情報連携に適した電子カルテシステムの普及を図る。

7. 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

6,205百万円(5,440百万円)

国際的に魅力のある創業環境の実現及び医薬品・医療機器産業ビジョンの実現に向けた取り組みの推進

(1) 先端医療の実用化

1,492百万円

基礎研究成果について実用化の可能性を探り、画期的医薬品・医療機器等を提供する機会を増加させるための探索的な臨床研究等を推進する。あわせて、ゲノム研究の成果を活用し、ゲノムレベルでの個人の特性に応じた最適な処方を実現し、より安全・安心な医療技術の提供の実現を図る。

また、次代を担う子どもに科学的根拠に基づく先端医療を提供するため、小児医療分野における質の高い臨床試験を実施する。(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 治験を含む臨床研究基盤の整備

2, 261百万円

医薬品の承認に不可欠な治験を推進するため、治験基盤の強化・充実を図り、国際競争力のある創薬環境の整備を行う。あわせて、根拠に基づく医療（EBM）の推進に不可欠な人材育成を行い臨床研究の質の向上に努める。（★厚生労働科学研究費補助金）

(3) 効果的医療技術、^{ぼうが}萌芽的先端医療技術の確立研究の推進

2, 451百万円

民間企業との連携のもと、トキシコゲノミクス技術やナノテクノロジーを活用した、より安全かつ効率的な医薬品・医療機器の開発に資する研究を推進する。（★厚生労働科学研究費補助金）

8. その他

(1) 国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構における政策医療等の実施	102,229百万円
--	------------

全国的な政策医療ネットワークを活用し、がん、循環器病等に関する高度先駆的医療、臨床研究、教育研修及び情報発信を推進する。

- **がん対策情報センター（仮称）の設置（新規）** 1,532百万円
がん診療に関する最新の情報を収集し、利用者の立場で整理した情報を提供するとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データの収集・蓄積・分析・発信機能を担う「がん対策情報センター（仮称）」を国立がんセンターに設置する。

(2) 国立ハンセン病療養所の充実	40,102百万円
-------------------	-----------

居住者棟の更新築整備を推進するとともに、リハビリ体制を強化するなど、入所者に対する医療及び生活環境の充実を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資（社会・援護局一括計上）

- **福祉医療機構の医療貸付（融資）**
医療施設等の耐震改修に係る特例貸付を引き続き行うとともに、アスベスト対策に係る融資条件の緩和を行う。
- **貸付事業**
貸付契約額 3,837億円（うち医療貸付1,692億円）

(4) 医療の多様化に伴う統合医療の開発研究の推進	100百万円
---------------------------	--------

既存の西洋医学と、これに含まれないその他の幅広い医療領域を包含した、いわゆる統合医療に関する内外の現状調査（その内容、施行規模、経済学的評価等）を行うとともに、西洋医学との併用により有効性の期待される手法の研究開発を行い、統合医療の向上を図る。（★厚生労働科学研究費補助金）

2. 平成17年度 補正予算の概要 (厚生労働省医政局)

病院の耐震化整備

6,019 百万円

○病院の耐震化整備事業

1,103 百万円

- (補助先) 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
- (補助率) 1/3(費用負担:国1/3 都道府県1/3 事業者 1/3)
- (補助対象) 基幹災害医療センター、地域災害医療センター、救命救急センター
- (箇所数) 44施設
- (事業内容) 災害拠点病院等のうち未耐震の状況にある病棟、診療棟などに対する耐震化整備

○独立行政法人国立病院機構の耐震強化整備

4,916 百万円

- (事業内容) 国立病院機構の病院のうち耐震強化整備の優先度が高い病院について整備

アスベスト対策

7,000 百万円

○病院のアスベスト除去等整備事業

3,656 百万円

- (補助先) 都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
- (補助率) 1/3(費用負担:国1/3 都道府県1/3 事業者 1/3)
- (補助対象) ①11月29日公表の使用実態調査においてアスベストの処理の必要性が明らかになった病院、②現在アスベストの含有有無の分析調査中の病院
- (箇所数) ①304施設 ②345施設
- (事業内容) 病院におけるアスベストの除去等整備

○国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構等におけるアスベスト対策経費

3,344 百万円

- (事業内容) 国立高度専門医療センター、国立ハンセン病療養所及び独立行政法人国立病院機構に係るアスベスト除去等

そ の 他

25,219 百万円

- 平成13年度2次補正において産業投資特別会計から受けた貸付又は繰入のうち18・19年度償還分の繰上償還等

合 計

38,238 百万円

3. 平成18年度税制改正の概要（医政局関係）

心身ともに健康な生活と安心で質の高い効率的な医療の確保等のための施策の推進

1 医業経営の安定の確保と近代化・効率化の促進

① 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

② 医療法人に係る軽減措置（社会保険診療報酬以外分）の存続 〔事業税〕

現行の課税特例措置については、存続することとされた。

③ 病院等建物に係る耐震改修促進税制の創設 〔所得税、法人税〕

建築物の耐震改修の促進に関する法律における特定建築物（3階以上、かつ床面積の合計が1,000平方メートル以上の病院等の建築物）について、平成18年度から2年間の措置として、所管行政庁の指示を受けずに行われた同法の認定に基づく耐震改修工事により取得等される部分について10%の特別償却ができる措置を講じることとされた。

2 医療基盤の整備

① オーフアンドラッグ等の試験研究費に係る特別措置 〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等が行うオーファンドラッグ（一定のワクチンを含む。）等の研究開発に係る試験研究費について、期限を区切らない措置として、通常試験研究費に係る控除率（8～10%）よりも上乗せした控除率（12%）で税額控除する措置を講じることとされた。

②試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の適用期限の延長・拡充

〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究費総額の一定割合を税額控除する制度について、平成18年度から2年間の措置として、試験研究費の額が増加している場合（※）には、その超える金額については、控除率上乘せ措置（5%上乘せ）を講じることとされた。

※1 比較対象となる試験研究費は、直近の3事業年度の平均

※2 直近2事業年度よりも当年度の試験研究費が多いことが条件

③中小企業投資促進税制の適用期限の延長 〔所得税、法人税、住民税〕

課税特例措置の対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、対象資産から電子計算機以外の器具备品を除外したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。

④バイオテクノロジー試験研究設備に係る課税標準の特例措置の延長

〔固定資産税〕

課税特例措置の対象から密閉型微生物・細胞代謝物質遠心分離装置及び分子認識解析装置を除外し、課税標準を最初の3年間価格を6分の5（現行4分の3）としたうえ、その適用期限を2年延長することとされた。

3 その他

①公益法人制度改革を踏まえた医療法人制度の見直しに係る税制上の所要の措置 〔法人税、事業税等〕

医療法人制度の見直しに係る税制上の所要の措置については、「長期検討とする」とされた。

②救急医療用機器に係る課税標準の特例措置の延長 〔固定資産税〕

現行の課税特例措置については、経過措置として平成17年度末までに取得された機器に限り現行の軽減措置（3年間に限り課税標準を6分の5に軽減）を講じたうえで廃止することとされた。